

「岩国市歴史的風致維持向上計画（案）」に対するパブリックコメントにおける意見とその対応について

- ・募集期間 令和6年1月26日(金)～令和6年2月26日(月)
- ・対象者 市内に在住、在学または勤務する人、事業所を有するもの及び納税義務を有するもの
- ・閲覧場所 市役所情報コーナー(本庁舎2階)、景観整備課、各総合支所、各支所、各出張所、岩国市中央図書館
- ・提出方法 郵送、ファクス、Eメールまたは直接、景観整備課へ提出
- ・意見数 2人 8件

計画全体

番号	御意見の要旨	市の考え方
1	パブリックコメントを求める資料に一通り目を通しました。おおむね良好だと考えます。	●御評価いただきありがとうございます。

序章 計画策定にあたって

番号	御意見の要旨	市の考え方
2	・この計画に係る法制度は、2008年に施行されています。既に15年が経過しており、萩市などは2期目の計画に入っています。そこで、岩国市は、何故今頃この計画を策定することになったのかについて記述していただきたいです。 ・そこで、以下のような記述を検討してもらいたいです。 「歴史的なまちなみの保全等に関しては、これまで文化財保護法、都市計画法に基づく風致地区等の地域地区や地区計画制度及び景観法による計画づくりを進めきた。また、2021年には県内では初めて重要文化的景観として「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の認定を受けることに注力してきたところである。これらは、文化財の保護や土地利用規制などに主眼が置かれており、歴史的な建造物の復原や、文化財の周辺環境の整備等には必ずしも十分に対応できていたわけではなかったことから、今般、歴史的な	●御指摘を踏まえ、下記のとおり文章を追加します。 <u>「歴史的なまちなみの保全等に関しては、これまで文化財保護法、都市計画法に基づく風致地区等の地域地区や地区計画制度及び景観法により、景観の保全とともに、景観形成の事業に取り組んできました。これらは、文化財の保護や土地利用規制などに主眼が置かれており、歴史的な建造物の復原や、文化財の周辺環境の整備等には必ずしも十分に対応できていたわけではありませんでした。令和3年(2021)年10月に県内では初めて「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」として、国の重要文化的景観の選定を受け、景観計画による取組とともに、歴史的な資源の保全や、これらを活かしたまちづくりを進めています。」</u> 本計画は、歴史まちづくり法に基づく「岩国市歴史的風致維持

	建造物の滅失など地域における歴史的風致が失われないよう、歴史的風致を維持及び向上する計画づくりに取り組み、この計画を策定した。」 ・また、この計画により、市民のアイデンティティの醸成、地域の誇りや連帯意識の向上を図り、人口の定着に寄与することも目的としている、等々の記述もいれるとよいと考えます。	向上計画」であり、本計画を策定することで、岩国城下町の歴史的なまちなみの環境整備の促進と歴史的な資源の保存活用、市内の伝統的な活動の普及啓発や<u>歴史的な建造物の滅失など地域における歴史的風致が失われないよう、歴史的な建造物の周知</u>など、本市に受け継がれる歴史的風致の維持及び向上に必要な取組を実施し、歴史や文化を大切にするまちづくりの推進を図っていきます。<u>また、地域の独自性の確立や、固有の伝統文化を保全し、後世に継承することへの意識の醸成や郷土文化に誇りを持つことにより、歴史的建造物の保全、滅失を抑制することへの意識の向上、地域の誇りや連帯意識の向上を図ることも目的とします。</u>
--	--	---

第2章 岩国市の維持向上すべき歴史的風致

番号	御意見の要旨	市の考え方
3	・国土交通省の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」における「2. 歴史的風致の定義」によりますと、『地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動』とは、伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能だけでなく、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗等も含むもの」とされています。 ・この定義を踏まえますと、岩国市において最も重要な歴史的風致の「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」は、錦帯橋の架け替えとその伝統的な建設技術を継承してきた大工や鍛冶職人です。 ・したがって、この歴史的風致の維持及び向上計画では、錦帯橋架け替えの伝統的技術を継承できる人材の確保、育成事業に取り組むことが極めて重要になります。 ・この最も重要な歴史的風致を外している、本計画は見直しが必要	●御指摘を踏まえ、61 ページ 8 行目に下記のとおり文章を追加します。 <u>架橋技術の伝承に向けた取組については、関連計画に記載しています。</u> ※第2章の 55 ページ 19 行目に下記の文章を追加します。 <u>歴史的風致を構成する要素の取扱について</u> <u>計画策定後は、歴史上価値の高い建造物や人々の活動について掘り起こしを継続して行い、新たに追加すべき歴史的風致が確認された場合は、計画への追加について協議します。</u>

	であると考えます。法の運用指針を踏まえ、体系的に見直し、加筆修正すべきと考えます。	
4	・錦川沿岸の竹林は、「錦川下流域における岩国の文化的景観保存調査報告書」（2019年3月刊行）の91ページに記載されていますように、暴れ川と言われる錦川の氾濫の被害をくいとめる水防林として横山地区を中心に植栽されました。 ・第二代領主の吉川廣正侯が正保五年（一六四八）ごろモウソウチクを山城の国（京都）八幡から持ってきて、洪水の被害が多かった下流域の沿岸に植えたと伝わっています。これらが美林なので、明治年代には京都の嵯峨野、岐阜の揖斐川沿岸の竹林とともに日本の三大竹林、三大美竹林の一つとなっていました。〈参考文献：上田耕一郎（京都大学名誉教授）「竹づくし文化考」（京都新聞社・1986）〉 ・強い防災力のある竹林とその管理方法は、竹林は常に若くて良い竹を立てることです。若い竹というのは、大きくなる種類では生えてから五～六年生以下、細い竹の種類は三～四年生以下で、これ以上の年齢の竹は老齢であり、毎年伐って利用する。枯れるまで立てておくと、生産力が衰え、防災力が弱くなる。〈参考文献：上田耕一郎（京都大学名誉教授）「竹づくし文化考」（京都新聞社・1986）〉 ・竹林の防災力の維持向上は、毎年の老竹伐採更新であり、地域の人々によってこれまで350年以上にわたって水防林として、美竹林として維持されてきました。 ・そこで、第2章の「（3）岩国城下町の営みに関わる人々の活動」に「4）防災」という項も設け、「水防林」を採り上げてもらいたいです。 ・この提言の根拠は、横山地区の横山河川敷運動広場の上流から千石原に至るエリアの竹林が、i）この計画の重点区域に入っていること、ii）景観計画の横山重点地区における「5.横山重点地区の景観形成方針」では、「○錦川の流れと護岸、河川敷の竹林が形成する河川景観を保全します。」と記述されていること、加えてiii）「錦	●歴史的風致とは、地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われている歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義されています。また、建造物等が築50年以上であることと人々の活動が50年以上の歴史があることが必要となります。歴史的風致を構成する要素については、計画策定後も建造物や人々の活動についての掘り起こしを行い計画への追加も含め協議してまいります。

	川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観保存活用計画」において重要な構成要素の「錦川」の保存対象の一つとなっていること、です。 ・特に、重要文化的景観の重要な構成要素については、この計画では「整備を推進します。」の記述があることを指摘しておきます。	
--	---	--

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

番号	御意見の要旨	市の考え方
5	・この計画では、それぞれの歴史的風致について課題が整理されていません。第2章の項単位、節単位で課題を明らかにするか、あるいは第3章第1節でそれぞれの歴史的風致の課題を明示すべきだと考えます。 ・課題の核心は、指導者、担い手や運営に携わる裏方になる方々の不足、つまり活動に係る組織の維持の困難性にあると思います。そこに焦点を当てて、課題を整理してもらいたいと考えます。それぞれの組織や団体にヒアリングをされているでしょうから、生の声をまとめていただきたいと思います。 ・また、第3章の目次の構成は、「1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題」、「2. 既存計画（上位・関連計画）」、「3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」となっています。第3節の方針は、前々節、前節を踏まえた方針であるべきですが、前節の既存計画との関連性が見られません。 ・この計画書の歴史的風致の維持及び向上に関する課題やその解決、解消に向けた方針等の記述について、手抜きが酷いと思います。もっと丁寧に市民等に分かりやすく記述してほしいと思います。 ・例えば、「・重要文化的景観の重要な構成要素の整備不足」ですが、何が重要な構成要素でどの構成要素が整備不足なのか、全く分かりません。同様に、「・歴史的資源の保存・活用に係る団体の不足」も	●計画書に記載する内容等については、計画を認定する文部科学省、農林水産省、国土交通省の三省庁との協議を行い岩国市歴史的風致維持向上計画協議会において御意見等をお伺いしながら進めてまいりました。 御提言いただいた内容については、貴重な御意見として、今後の本計画の推進における参考とさせていただきます。 なお、156ページの「山代神楽をはじめとする歴史的活動の継承体制の不足」という表現については、御意見のとおり「山代神楽をはじめとする歴史的活動の継承体制の不備」に修正します。

	どのような歴史的資源を対象とした、どのような性格や機能を有する団体が不足しているのかも分かりません。 ・また、課題や方針については、項目のレベル（大・中・小・具体的項目）が揃っていません。計画の体系に則って見直し、レベルを揃えてください。 ・機械的に既存計画の概要を記述するのではなく、方針の内容が具体的に分かるように、既存計画の記述内容を加筆修正してもらいたいです。 ・その具体例を挙げます。174 ページ 12 行目にある「重要文化的景観の重要な構成要素の整備を推進します。」とありますが、170 ページの「(12) 錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観保存活用計画」の概要には「重要な構成要素」に関する記述がありません。 ・あまり細かいことは指摘したくはありませんが、「継承体制の不足」という表現は適切でないと考えます。「体制」は統一的、持続的、恒久的な組織・制度を指しますので、「継承体制の不備」にすべきです。	
--	---	--

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

番号	御意見の要旨	市の考え方
6	・歴史的風致の維持向上計画において、最も重要なことは、「1. 計画策定の背景と目的」に記述されていますように、「(前略) より一層の環境整備と歴史的な資源の価値の周知、及び担い手不足に陥っている地域の活動の継承意欲の高揚等に取り組んでいく」ことです。 ・193 ページにある表 5-1 は、「文化財の保存・活用に関わる主な団体」をリストアップしていますが、この表のタイトルを「歴史的風致の維持向上に関わる主な団体」として、歴史的風致の維持向上に寄与する活動を実践している「錦帯橋さくら守の会」や「美竹林	●193 ページにある表 5-1 「文化財の保存・活用に関わる主な団体」の御指摘の箇所については、本計画では文化財の保存・活用に関わっている団体等について、名称と活動内容を記載することとなっております。 御提言いただいた内容については、貴重な御意見として、今後の事業の参考とさせていただきます。

ボランティア錦川」を連携の対象としてリストアップしてもらいたいです。

・第3章の「(3) 岩国城下町の営みに関わる人々の活動」の「3) 観光」において「③花見」が採り上げられていることから、そこに「錦帯橋さくら守の会」の活動を紹介するとともに、活動を継続していく上での課題も記述すべきです。ご承知のように、昨年、「錦帯橋さくら守の会」は、錦帯橋周辺の桜を保全するボランティア活動に対して、公園の緑化や河川の美化などに取り組む団体をたたえる「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受けています。

・また、横山河川敷運動広場の上流から千石原にかけての河川敷の竹林を整備している「美竹林ボランティア錦川」も連携対象に加えるべきです。

・2010年代半ば頃までは、日本三大美竹林に相応しく若竹を中心とした竹林の更新に努め、竹垣（四目垣）を配して静寂な散策道を整備していました。しかし、近年、ボランティアメンバーの高齢化に伴い、活動参加者の減少もあって竹林の更新作業が追いつかず、倒伏した竹、立ち枯れの竹が増加していました。

・そこに、昨夏から岩国市横山地区のまちなみ・景観の保全、竹林の更新、桜の樹勢回復を目指すプロジェクトメンバー約10名が「美竹林ボランティア錦川」の活動に参加し、老齢の竹、立ち枯れの竹などを伐採し、日本三大美竹林に相応しい林相、市民の癒しの散策路、ジョギングコースの一面となるよう取り組んでいます。

・国においては、「古都を守り、継承する ～古都保存法の概要～」（国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成28年12月発行）には、「古都の歴史的風土を守り、後世に継承していくために」「国民参加による歴史的風土の保存を」呼びかけ、その事例として「京都外国人も多く訪れる観光地において、地元企業や大学生が竹林の整備などのボランティア活動を行っています。」を紹介しています。

・歴史的風致の維持向上に寄与する団体として認められることにな

	れば、以下の３つのメリットが生まれます。 i) ボランティア参加者の活動意欲が刺激され、活動が活発になること ii) 団体の位置付け、格付けが上がり、活動の情報発信を通じて参加者が増加することが期待できること iii) ボランティア活動に必要となる、各種環境保全団体等からの寄附を受けやすくなること	
--	---	--

計画書に関する内容以外の提言または意見

番号	御意見の要旨	市の考え方
7	・景観行政について	●御提言いただいた内容については、貴重な御意見として、今後の事業の参考とさせていただきます。
8	・横山重点区域、特に景観計画の歴史散歩地区については、「山口県無電柱化推進計画」に採り入れられるよう、尽力していただきたい。	●御提言いただいた内容については、貴重な御意見として、今後の事業の参考とさせていただきます。